

## 産後支援事業

助産師が出産後のお母さんの心身の相談、授乳（乳房マッサージ等）や沐浴などの相談を助産所等でお受けします。

- 対象** 越谷市に住民票がある**産後4か月未満のお母さん**で、訪問や相談希望のある方  
（利用日当日に転出した場合は、対象外です）
- 方法** 実施助産所等（下記参照）にご予約のうえ、「越谷市産後支援事業利用票」（母子健康手帳別冊に入っています）、母子健康手帳、健康保険証をご用意の上利用してください。
- 費用** 利用料は、予約時に確認してください。市は、そのうち1,000円を負担します。なお、1人1回のみ利用です。